

令和3年度
北見市地域密着型サービス事業者
公募要領

北海道 北見市 保健福祉部

令和3年12月

— 目 次 —

1	公募の趣旨	1
2	事業候補者を公募するサービスの種類及び施設数等	1
3	応募施策	1
4	応募要件	2
5	運営条件	2
6	事業候補者の選定	3
7	審査結果	3
8	事業候補者の公表	3
9	応募手続	4
10	応募にあたっての留意点	5
11	事業者公募スケジュール	6
12	事業者説明会について	6

1 公募の趣旨

北見市では、第8期北見市高齢者保健福祉計画・北見市介護保険事業計画に基づき、利用者が身近な地域でサービスが利用できるよう、地域密着型サービスの基盤整備を行います。

本公募は、質の高い地域密着型サービスを提供する観点から、サービスを提供する事業者の候補者（以下「事業候補者」といいます。）を公募により選定するものです。

2 事業候補者を公募するサービスの種類及び施設数等

(1) 認知症対応型共同生活介護（介護予防）

1事業所 2ユニット 定員18人

整備圏域・・・東部地区、北部地区、または端野地区

東部地区	大町、公園町、高砂町、青葉町、東陵町、朝日町、田端町、小泉、春光町、柏陽町、並木町、文京町、曙町、ひかり野、清月町、桜町、川東、若松
北部地区	緑ヶ丘、花月町、美山町東、美山町西、美山町南、高栄西町、昭和、大和、仁頃町、北陽、上仁頃、美里
端野地区	端野町全域

3 応募資格

- (1) 法人格を有していること。
- (2) 現に、北見市内で介護保険事業を運営し、その事業を円滑に実施する能力があると認められること。
- (3) 社会福祉事業に熱意と見識を有し、地域密着型サービス事業所を運営するために必要な経営基盤と社会的信用を有していること。
- (4) 介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第4項各号及び第115条の12第2項各号に該当しない者であること。
- (5) 法人所轄庁及びサービス事業所所轄庁から重大な文書指摘又は重大な行政処分を受けていないこと。
- (6) 当該法人及び代表者について、市税等の滞納がないこと。
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）及びその統制下にある団体または構成員でないこと。

4 応募要件

- (1) 施設の事業計画は、介護保険法、都市計画法、建築基準法、消防法、その他関係法令等を遵守すること。

- (2) 「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」など介護保険法令等の基準を全て満たすこと。
- (3) 原則として、令和4年度中（令和5年3月末まで）に整備の完了（竣工）、及び開設が見込まれる計画であること。
- (4) 地域密着型サービス事業所を建築しようとする土地は、設置者が所有権を有すること、又は取得が見込まれること。なお、賃貸借契約も可とするが、事業継続に支障のない相当長期間の賃貸借期間とすること。
- (5) 建築予定地は、公道に面していること、又は進入路が確実に確保されていることとし、緊急車両等が容易に進入できる幅員が確保されていること。
- (6) 建築予定地に隣接する土地所有者等から施設整備に関する必要な事項について同意が得られる見込みがあること。
- (7) 職員の採用に当たっては、北見市内在住者又は在住予定者を優先的に採用すること。

5 運営条件

- (1) 介護保険法に基づく地域密着型サービス事業所としての指定基準を満たし、開設日までに事業指定を受けること。
- (2) 介護を必要とする高齢者や認知症高齢者の様々なニーズにきめ細かく応え、利用者の個人としての尊厳に十分に配慮するとともに、利用者の意向に沿った安定した質の高いサービスを提供すること。
- (3) 事業を長期間継続して安定的に運営できる収支計画であることはもとより、利用者に配慮した料金設定であること。
- (4) 当該事業所の利用者を原則「北見市民」に限定すること。
- (5) 地域住民との交流及び保健、福祉、医療機関等との連携を積極的に図ること。

6 事業候補者の選定

- (1) 選定方法
応募する事業者（以下「応募者」といいます。）の数にかかわらず、北見市介護保険事業者選考委員会（以下「選考委員会」といいます。）による審査を行います。
- (2) 選定の進め方
 - ア 書類審査、プレゼンテーション及びヒアリング審査に基づいて総合的に評価する審査を行います。
 - イ 審査は、選考基準に基づき行います。
 - ウ 事業候補者は、選考委員会の審査の結果に基づき、北見市介護保険事業計画策定等委員会の了承を得て、市長が決定します。

エ プレゼンテーションの日時については、後日、北見市から連絡します。

※ プレゼンテーションは、応募者が行うこととし、応募者が委託した業者による説明は認めません。

7 審査結果

- (1) 審査結果については、全ての応募者に対して、文書にて通知します。
- (2) 審査の結果、本事業の目的が達成できないと判断した場合には、事業候補者を決定しない場合があります。
- (3) 次の行為を行った場合、審査を行うことなく応募者を失格とします。
(審査結果通知後に行った場合も同様の取り扱いとします。)
 - ア 選考委員に対し、直接、間接を問わず連絡を求め、又は接触した場合。
 - イ 北見市民の疑惑や不信を招くような行為をしたと市長が認める場合。
 - ウ 応募書類の内容に、重大な不備や虚偽の記載があったと認められる場合。

8 事業候補者の公表

事業候補者決定後、決定した事業候補者名を北見市ホームページで公表します。

(選考基準に基づく各項目の評価点数や、事業候補者以外の事業者に係る応募計画及び当該事業者を特定できる情報は公表しません。)

9 応募手続

- (1) 応募申込書の提出
応募者は、「地域密着型サービス事業者公募申込に関する提出書類一覧」に記載している書類を提出してください。
※ なお、必要に応じ、上記以外の書類や選考委員会資料用として追加部数の提出を求める場合があります。
- (2) 書類の作成方法
 - ア 全体の目次とページを付けること。
 - イ 項目ごとに、文字表記のインデックスを付けること。
 - ウ 公募申込書一式を1つのフラットファイルに綴ること。
 - エ 所定様式以外はA4版にそろえること。
※ 図面等でA4に縮小すると見づらくなる場合のみ、A3可としますがA4サイズに折り畳んでください。
- オ 提出部数
正本 1部、副本 10部

(3) 提出日時及び提出先

応募者は、応募書類を次の期間内に提出（持参）してください。

ア 提出日時等

- ・ 令和4年2月10日（木）まで（必着）
午前9時から午後5時まで（土曜、日曜、祝日、および年末年始(12月29日～1月3日)は除きます。）

イ 提出先及び問い合わせ先

- ・ 北見市保健福祉部介護福祉課 総務係（電話：0157-25-1144）
（北見市大通西3丁目1番地1 北見市役所本庁舎1階）

(4) 応募の辞退

応募登録後及び応募後に応募を辞退する場合は、「応募辞退届」（任意様式）を提出してください。応募後に辞退した場合、提出書類は返却します。

(5) 本公募に関する質問について

北見市ホームページに掲載の「質問票」に記載し、令和4年1月11日（火）までに、ファックス又は電子メールでご連絡下さい。いただいた質問に関しては、北見市ホームページ上で随時回答いたします。

10 応募にあたっての留意点

(1) 費用負担

応募に関し必要な費用は、応募者の負担とします。

(2) 提出資料の変更の禁止

提出された書類の提出期限以降における差し替え等は、原則として認めません。

(3) 追加資料の提出等

事業者の選定にあたって確認が必要とされた場合、追加資料の提出を求めたり、聞き取りを行うことがあります。

(4) 虚偽の記載をした場合

応募者が提出した書類に虚偽の記載をした場合は、無効とするとともに、虚偽の記載をした者について、所要の措置を講じることがあります。

(5) 提出書類の取扱い

提出された書類は、応募を辞退した場合を除き、返却いたしません。

(6) 個別相談や審査内容に係る問い合わせの禁止

応募者及び関係者から担当者等に対して、自らの応募書類・提案内容の優劣等を質問するなどの個別相談、審査内容に係る問い合わせは、公募の公平性を期すため、審査の事前・事後とも受け付けません。

(7) 選定後の事業計画の変更

原則認めません。この場合は、事業計画の実施が困難とみなし、選定を取り消す場合があります。この取消に伴い損害、費用負担等が発生しても、一切の補償は行いません。

(8) 補助金の活用

北海道の「介護サービス提供基盤等整備事業費交付金」を活用して市からの補助金の交付を予定しています。ただし、この交付金は、道予算の範囲内で採択されるものであることから、必ずしも採択されるものではありません。

なお、北見市では、交付金の採択・不採択に関わらず、市単独補助は行いませんので、ご承知おきください。

【参考】 交付金の概要（今後、交付基準額が変更となる場合があります。）

交付金対象事業	基準額	対象経費
地域密着型サービス等整備助成事業	33,600 千円×施設数 (33,600 千円)	認知症高齢者グループホームの整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は工事費又は工事請負費の 2.6%に相当する額を限度額とする。）。 ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
施設開設準備経費支援事業	839 千円×定員数 (839 千円×18 人= 15,102 千円)	認知症高齢者グループホームの開所に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む。）、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料又は工事請負費。

定期借地権設定のための一時金の支援事業	当該施設等を整備する用地に係る国税局長が定める路線価の2分の1	・定期借地権設定に際して授受される一時金であって、借地代の前払いの性格を有するもの（当該一時金の授受により、定期借地権設定期間中の全期間又は一部の期間の地代の引き下げが行われていると認められるもの）。
---------------------	---------------------------------	--

1.1 事業者公募スケジュール

令和3年12月10日（金）	事業者説明会開催 公募受付開始
令和4年 2月10日（木）	公募受付終了
令和4年 2月中旬	選考委員会（事業計画案の説明：プレゼンテーション）
令和4年 3月上旬	介護保険事業計画策定等委員会（事業予定者の決定）
令和4年 3月下旬	整備計画書提出
令和4年 5月～6月予定	北海道内示
令和4年 7月～8月	施設整備開始
令和5年3月末まで	施設整備完了、事業者指定、サービス提供開始

1.2 事業者説明会について

認知症対応型共同生活介護の公募に係る説明会を12月10日（金）に実施いたします。

- (1) 応募を計画している事業者は、原則として、説明会に参加してください。
- (2) 説明会の参加は、1法人につき、2名までとしてください。

説明会申込方法

北見市ホームページ上の「事業者説明会申込書」に記載し、12月8日（水）までに電子メール又は、ファックスでお申し込みください。